

第 42 号議案

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(水道事業の経営の規模) 第 3 条 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 給水人口 <u>150万人</u> (3) 1 日最大給水量 <u>55万立方メートル</u>	(水道事業の経営の規模) 第 3 条 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 給水人口 <u>152万人</u> (3) 1 日最大給水量 <u>56万6,000立方メートル</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

水道事業に係る給水人口及び水需要の予測の見直し等に伴い、条例を改正する必要があるため。